

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大和高田市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和三年五月十四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量）
- 二 測量の地域 大和高田市大字市場及び中三倉堂一丁目
- 三 測量の期間 令和三年四月二十六日から同年八月二十七日まで